

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 1 月 1 日

契 約 担 当 官
山口県警察会計担当官 熊 坂 隆

1 入札に付する事項

次に掲げる物品の売払

(1) 物品の品目及び数量

不用車両 38 台

(2) 物品の規格等

不用車両の売払契約仕様書による。

(3) 引取期限

令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)

(4) 不用車両の引渡場所

山口県警察本部警務部会計課車両整備工場(山口市仁保下郷 3 2 1 7 番地 6)

2 入札説明書の交付

この公告の日から令和 7 年 1 1 月 1 3 日 (木) まで(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第 16 号)第 1 条第 1 項各号に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、山口県警察本部警務部会計課において交付する。

3 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

山口市滝町 1 番 1 号 山口県警察本部警務部会計課

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 8 日 (火) 1 7 時 0 0 分

4 入札方法及び落札者の決定

(1) 入札書記載の金額は、1 円未満は切り捨てとすること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額(その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格を上回り、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 競争方法

一般競争入札による。

6 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 07・08・09 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の買受け」において、A、B 又は C の等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、契約担当官が定める以下の資格を有する者であること。
 - ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条の規定に基づく引取業者の登録及び第 53 条の規定に基づくフロン類回収業者の登録を受けた者であること。
 - イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 60 条の規定に基づく解体業の許可及び第 67 条の規定に基づく破砕業の許可を受けた者であること。
 - ウ 古物営業法第 3 条第 1 項の規定に基づく古物営業の許可を受けた者であること。
- (5) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

7 入札保証金

免除する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 記名押印のない入札
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 契約条項を示す場所

山口市滝町 1 番 1 号 山口県警察本部警務部会計課
電話 083-933-0110

10 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所
山口県警察本部 3 階 警務部会議室
- (2) 日時
令和 7 年 11 月 19 日 (水) 10 時 00 分